

## 進歩性に関する特許法の条文及び趣旨

<特許法第29条第2項>

(特許の要件)

第二十九条 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

- 一 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
- 二 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明
- 三 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明

2 特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

特許庁編『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第19版〕』80頁（発明推進協会，2012）

〔趣旨〕

「本条は、発明に対する特許要件のうち主要なものを規定している。…

二項は…いわゆる発明の進歩性（inventive step）に関するものである。規定の趣旨は、通常の人が思いつくような発明に対して排他的権利（特許権）を与えることは社会の技術の進歩に役立たないばかりでなく却ってさまたげとなるので、そのような発明を特許付与の対象から排除しようとするものである。」